



# 子宮頸がん検診・乳がん検診が無料に… 女性特有のがん検診実施について（ご案内）

## ＜無料クーポン券の対象となる方＞

### ○子宮頸がん検診

| 生 年 月 日                             |
|-------------------------------------|
| 昭和63年(1988) 年4月2日～平成元年(1989) 年4月1日  |
| 昭和58年(1983) 年4月2日～昭和59年(1984) 年4月1日 |
| 昭和53年(1978) 年4月2日～昭和54年(1979) 年4月1日 |
| 昭和48年(1973) 年4月2日～昭和49年(1974) 年4月1日 |
| 昭和43年(1968) 年4月2日～昭和44年(1969) 年4月1日 |

### ○乳がん検診

| 生 年 月 日                             |
|-------------------------------------|
| 昭和43年(1968) 年4月2日～昭和44年(1969) 年4月1日 |
| 昭和38年(1963) 年4月2日～昭和39年(1964) 年4月1日 |
| 昭和33年(1958) 年4月2日～昭和34年(1959) 年4月1日 |
| 昭和28年(1953) 年4月2日～昭和29年(1954) 年4月1日 |
| 昭和23年(1948) 年4月2日～昭和24年(1949) 年4月1日 |

○対象者には、健康推進課から個人あて通知しますので、同封文書の内容をよくお読み下さい。  
○受診の際には同封のクーポン券と保険証が必要です。

厚生労働省は、がん検診受診率を50%まで引き上げることが目標に、女性特有のがん検診推進事業の一環として、平成21年度国補正予算で、女性特有のがん対策を行うことになりました。

具体的には、左記の年齢の方々を対象に、「婦人がん検診無料クーポン券」と「がん検診手帳」を配布することにより、対象のみなさまに無料で婦人がん検診を受けていただくものです。

対象の方で、既に市の実施する「子宮頸がん検診」あるいは「乳がん検診」を受診されたみなさまは、後日、自己負担金をお返しする案内文書を郵送しますので、受診されたがん検診の領収書を保管しておいてください。

今年度、これから受診される左記生年月日に該当するみなさまは、無料で受けられます。

クーポン券の有効期間は12月31日までです。

また、クーポン券には、受診対象となる方のお名前が記入されています。他人への譲渡や売買はできませんので、ご注意ください。

「子宮頸がん検診」、「乳がん検診」は、早期発見すれば完治する可能性の高い「がん」ですが、現在、受診率は20%前後にとどまっています。

「がん」は、早期発見が大切です。是非、この機会に市の実施する「がん検診」を受けましょう。

お問い合わせ  
健康推進課健康増進グループ  
がん検診班  
☎862-9016

## 国保長寿医療課からののお知らせです

### ○国民健康保険限度額適用認定証等の更新手続きについて

**毎年8月に限度額適用認定証等の更新手続きが必要です。**

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用認定証等（※）」は自己負担限度額の決定のため毎年所得判定が必要となりますので、7月末日の有効期限が設定されています。

このため毎年8月に限度額適用認定証等の更新手続きが必要となります。

認定証を利用される方は、あらかじめ限度額適用認定証の交付の申請をしてください。

更新手続きに必要なもの

- 那覇市国民健康保険被保険者証
- 国保の世帯主の印鑑
- 課税・非課税（所得の記載のある）**証明書**の提出が必要な場合有り。



### ○国民健康保険特定疾病療養受療証の更新手続きについて

**毎年8月に国民健康保険特定疾病療養受療証の更新手続きが必要です。**

人工透析を要する70歳未満の対象者は、毎年所得判定が必要となりますので、「国民健康保険特定疾病療養受療証」には毎年7月末日の有効期限が設定されています。

これにより毎年8月には「国民健康保険特定疾病療養受療証」の更新手続きが必要となります。

更新手続きに必要なもの

- 那覇市国民健康保険被保険者証
- 国保の世帯主の印鑑
- 課税・非課税（所得の記載のある）**証明書**が必要な場合有り。

更新期間：（両方とも）8月3日（月）～8月31日（月）土・日を除く

お問い合わせ 国保長寿医療課 ☎862-4262

## 子育て応援ファシリテーター養成講座の開催

（8月下旬～9月実施）

- 地域の子育て環境、児童健全育成の現状と課題を学習する。
- 地域子育て支援関係団体及び関係者の交流を図る
- ファシリテーションの基礎知識を身につける



## 子育て応援ファシリテーターとして 子育て応援キャラバン隊（仮称）を結成

自治会や企業等と協働で  
子育て支援活動展開  
（12月～2月）

「児童虐待防止」  
啓発普及の取組み  
（11月～12月）

「子どもの街宣言」の  
パンフレット等作成  
（9月～10月）

問合せ先

子育て応援課 育成環境グループ  
☎:861-6951 (内:2249・2583)

### ◆申込先

子育て応援課窓口にて直接申し込み（申し込み用紙有）

### ◆募集期間

8月3日（月）～8月14日（金）土、日は除く 午前9時～午後5時

### ◆応募要件

- ①子育て支援活動実施者か、地域での子育て支援活動ができる方
- ②子育て経験あるいはそれに準ずる経験がある方
- ③左記の取り組みに参加する意欲のある方

子育て応援ファシリテーターになって「子どもの笑顔が輝く街づくり事業」に参加しませんか。

子育て応援キャラバン隊（仮称）は、「児童憲章」や「子どもの権利条約」「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」の概念を啓発・普及する取り組みを強化し、安心・安全な暮らしと子どもにやさしい街、地域全体で子育てや子育ての支援体制を構築するため「考え（学び）」「描き」「行動」します。

平成21年度児童育成事業推進等対策事業  
**子育て応援キャラバン隊（仮称）  
メンバー募集のお知らせ**